

令和4年度 第4回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和4年度第4回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和4年7月28日(火) 14:00~14:42	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 8 久保原 守 9 小原 正清		
欠席委員	なし		
出席者 総 数	出席委員 9名 欠席委員 0名		
事 務 局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 兼平 美樹 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕 書 記 井上 翼		
傍聴者	なし		
議 事 録 署名委員	3番 山田 隆見 4番 下河内 昭博		
提出議題	議事 諸報告 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第19号 非農地証明の申請について 議案第20号 農地利用集積計画について 議案第21号 令和4年度最適化活動の目標設定等について 協議事項		

1 開 会

事務局長 皆様、こんにちは。本日は、お疲れ様でございます。定刻になりましたので、只今から令和4年度第4回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会の出席者は、委員総数9名中、現時点での出席者数は7名で、下河内委員と田中委員が少し遅れて出席します。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため本会議を録音させていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、こんにちは。全国的にコロナ感染症が治まらないなか、暑い日々が続きお疲れ様でございます。農作業中も非常に暑い最中ですので、熱中症には十分注意して農作業を行いましょう。本日もよろしくお願ひします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、小原会長よろしくお願ひします。

2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては3番の山田委員と4番の下河内委員を指名させていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、兼平、佐山、久保、井上、4名の書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から、お願ひします。

兼平書記 本日審議する事案について説明します。
1つ目は、農地法第3条、第4条、第5条の許可申請について。
2つ目は、非農地証明の申請について。
3つ目は、農用地利用集積計画の決定について。
4つ目は、令和4年度最適化活動の目標の設定等について。以上です。

議 長 それでは、日程第4の議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

兼平書記 議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求め。令和4年7月28日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。
番号1、譲渡人、A、住所、江田島町●●、職業、無職。
譲受人、B、住所、江田島町●●、職業、農業。
所在地、江田島町●●__丁目の4筆、合計面積は2,480㎡。
申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「以前より譲受人が、草刈り等の管理を行っており、管理だけでなく所有権も譲渡することを希望したところ、所有権の移行について譲受人との合意が得られたため、無償で譲渡する。」

譲受人は「所有権の譲渡を譲渡人が希望し、本人も営農する意思があったので無償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 本案件は、私が現地確認を行いました。今、説明があったとおりですが、現地写真を見てのとおり。多少、荒れて一部を駐車場として使用していましたが、特段、問題はありません。何か御質問等ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号2、譲渡人、C、住所、大柿町●●、職業、無職。

譲受人、D、大柿町●●、職業、無職。

所在地、大柿町●●字○○の1筆、面積は836㎡。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「身体の体調がよくないうえ、山の上に当該農地があり、適正な管理ができなくなったため、有償で譲り渡す。」

譲受人は「以前から当該地の管理を行っていたが、所有権の移行についても譲渡人からの希望があったため、申出を受託することにした。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 村上委員、お願いします。

村上委員 現地確認を行ったところ、当該農地は少し荒れていましたが、事務局の説明のとおり問題はありません。よろしくお願いします。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号3、譲渡人、E、住所、大柿町●●、職業、無職。

譲受人、F、住所、大柿町●●、職業、無職。

所在地、大柿町●●字○○の1筆、面積は8.99㎡。

申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「以前に夫が譲渡していた土地の所有権移転登記が完了していないことが判明したため、今回、整理して無償で譲り渡す。」

譲受人は「登記が完了していない土地があることが判明したので、今回、父親からの相続を機会に所有権移転登記を整理して、無償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 村上委員、お願いします。

村上委員 今、事務局が説明したとおり問題はありません。よろしくお願いします。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号4、譲渡人、G、住所、広島市南区●●●、職業、パート。

譲受人、H、住所、大柿町●●、職業、無職。

所在地、大柿町●●字○○の2筆、合計面積は680㎡。

申請理由は使用貸借で、貸付人は「父親から相続したが、当面、耕作ができないので地元に住んでいる姉に無償で貸し付ける。」

借受人は「妹の営農が可能になるまで、相続した土地を一括管理することにした。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 村上委員、お願いします。

村上委員 先日、現地確認を行いました。当該農地は少し荒れていました。後は、事務局の説明のとおり問題はありません。よろしくお願いします。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とさせていただきます。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号5、譲渡人、I、住所、神戸市東灘区、職業、無職。

譲受人、J、広島市中区●●●、職業、薬剤師。

所在地、沖美町●●字○○○の3筆、合計面積は1,576㎡。

申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「自宅から遠距離で耕作困難なため、後継

者へ無償で生前一括贈与する。」

譲受人は「譲渡人の希望により無償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 下河内委員が少し遅れていますので、事務局が代わりにお願いします。

佐山書記 7月20日水曜日に、下河内委員、西中推進委員、事務局3名で〇〇〇の現地確認を行いました。車が進入できない農地ではありましたが、どの農地も適正に管理されておりました。今回の譲渡は、親から娘への贈与であり問題はありませんので、よろしくをお願いします。

議長 何か御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号6、譲渡人、K、住所、尾道市●●●、職業、無職。

譲受人、L、住所、大柿町●●、職業、介護職員。

所在地、大柿町●●字〇〇の2筆、合計面積は1,831㎡。

申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「遠方に住んでいて管理が困難になり、引き受けて探していたところ、譲受人と売買について合意が得られたため有償で譲渡する。」

譲受人は「申請地の近くに住んでおり、自宅周辺の農地を父親と一緒に耕作している。当該地の売買について、譲渡人と合意が得られたため有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 村上委員、お願いします。

村上委員 現地確認を行ったところ、適正に管理されておりました。問題はありませんのでよろしくをお願いします。

議長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。以上で、農地法第3条の審議を終わりました。議

案第 17 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局は説明をお願いします。

兼平書記 議案第 17 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 4 年 7 月 28 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
番号 1、申請人、M、住所、能美町中町、職業、無職。
所在地、能美町●●字○○、地目、台帳、田、現況、畑、面積は 646 m²。
申請理由は「自宅の隣接地に長男の嫁が同居することになり、別棟の住居を建築するため宅地に転用する。」以上、御審議をお願いします。

議長 久保田委員、お願いします。

久保田委員 写真のとおり当該農地は、住宅建築のため整地されておりました。問題はありませんのでよろしくお願いします。

議長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。全会一致で許可とします。以上で農地法第 4 条の審議を終わりにして、議案第 12 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局は説明をお願いします。

兼平書記 議案第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 4 年 7 月 28 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
番号 1、譲渡人、N、住所、呉市●●、職業、無職。
譲受人、伊藤 江身子、住所、江田島町●●、職業、会社員。
所在地、大柿町●●字○○の 1 筆、面積、187 m²。
申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「県外に転居することになり、江田島市の不動産を処分するため、無償で譲渡する。」
譲受人は「隣接する宅地と当該地を併せて利用するため、無償で譲り受ける。」以上、御審議をお願いします。

議長 中福委員、お願いします。

中福委員 写真を見ていただくように、住宅への入り口が狭く駐車場用地が進入路で利用されるため駐車場が狭くなるかもしれません。その他は、問題はありませんので、よろしくお願いします。

議長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	<p>番号 2～5 は、関連した案件ですので、まとめて説明します。</p> <p>番号 2、譲渡人、O、住所、東広島市●●、職業、無職。 譲受人、株式会社 P 代表取締役 Q、住所、大阪府中央区●●、職業、会社役員。</p> <p>所在地、江田島町●●__丁の 1 筆、面積は 245 m²。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「平成 24 年に相続したが、耕作を行っていない状況が続いており管理に苦慮していたところ、太陽光発電の用地で売買する話が出た。手入れも大変なので事業者の有償で譲渡する。」 譲受人は「遊休農地を有効利用するため、太陽光発電施設用地として有償で譲り受ける。」</p> <p>番号 3、譲渡人、R、住所、広島市中区●●、職業、無職。 譲受人、株式会社 P 代表取締役 Q、住所、大阪府中央区●●、職業、会社役員。</p> <p>所在地、江田島町●●__丁目の 1 筆、面積は 236 m²。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「平成 25 年に相続したが、耕作を行っていない状況が続いており管理に苦慮していたところ、太陽光発電の用地で売買する話が出た。手入れも大変なので事業者の有償で譲渡する。」 譲受人は「遊休農地を有効利用するため、太陽光発電施設用地として有償で譲り受ける。」</p> <p>番号 4、譲渡人、S、住所、愛知県名古屋市中区、職業、無職。 譲受人、株式会社 P 代表取締役 Q、住所、大阪府中央区●●、職業、会社役員。</p> <p>所在地、江田島町●●__丁目の 1 筆、面積は 227 m²。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「平成 13 年頃に相続したが、耕作できていない状況が長く続いていて、管理に苦慮していた。太陽光発電の用地で売買する話があり、手入れも大変なので事業者の有償で譲渡する。」 譲受人は「遊休農地を有効利用するため、太陽光発電施設用地として有償で譲り受ける。」</p> <p>番号 5、譲渡人、T、住所、広島市南区●●、職業、無職。 譲受人、株式会社 P 代表取締役 Q、住所、大阪府中央区●●、職業、会社役員。</p> <p>所在地、江田島町●●__丁目の 1 筆、面積は 288 m²。 申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「平成 16 年に相続したが、耕作を行っていない状況が長く続いていて、管理に苦慮していた。太陽光発電の用地で売買する話があり、手入れも大変なので事業者有償で譲渡する。」 譲受人は「遊休農地を有効利用するため、太陽光発電施設用地として有償で譲り受ける。」以上、2 番～5 番の案件です。御審議をお願いします。</p>
議長	私が現地確認を行いました。写真のとおり、何年か前まではきれいに管理されていたと思うのですが、最近は、草が背丈位まで生えていたと思います。平地で日当たりも良いので太陽光発電に利用するのは、よろしいかと思えます。特段、問題はございませんが、何か質問等ございますか。

久保田委員	太陽光発電設備の案件が出る度に気になるところがあります。今回の譲渡について、具体的な金額が分かれば教えてもらいたいのですが。
議長	事務局は、分かりますか。
佐山書記	分かります。各番号、面積の大きさによって違うのですが、5番の案件で、面積が288㎡で288,750円が、土地の売却金額になります。1㎡あたりに換算しますと、約1,000円/㎡になります。入り口側や、土地の形等によっても単価は異なると思いますが、今回の5番の案件については以上です。
議長	他に質問等ございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号6、譲渡人、U、住所、江田島町●●、職業、無職。 譲受人、□□代表役員V、住所、江田島町●●、職業、住職。 所在地、江田島町●●__丁目の1筆、面積は72㎡。 申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「譲受人からの希望により無償で譲り渡すため、始末書を添えて申請する。」 譲受人は「平成18年頃から□□の来客用駐車場として使用しており、この度、正式に譲り受けるため分筆登記を行い、無償で譲受する。」本案件は、追認の案件です。以上、御審議をお願いします。
議長	山田委員、お願いします。
山田委員	今、説明のあったとおり分筆登記を済ませており、問題は無いと思います。よろしくをお願いします。
議長	他に質問等ございませんか。
久保田委員	大分、前から駐車場として使われていたと言いましたが、税金はどうなっていましたか。
佐山書記	台帳上は、農地ですが現況は駐車場として利用されており、舗装も行われているので雑種地の課税だと思われます。ただ、使用者が宗教法人なので、税額は分かりません。固定資産税は、土地の所有者に課税されていると思いますが、正確な情報はこの場では分かりかねます。
久保田委員	思いますとか、分かりませんでは、確認はしとかなないといけないでしょう。想像で仕事をしては、いけませんよ。
佐山書記	課税情報は、個人情報にも当たりますから我々にも知りえないし、教えても

もらえないことがあると思います。

久保田委員 市役所の中で個人情報を守るような縦割り行政の状態がよくない状態でしょう。

村上委員 農業委員会の総会に課税情報は必要でしょうか。

議長 土地の所有者の課税情報は、個人情報に十分、当たると思います。農業委員会の総会は、農地の所有権移動、農地転用、地目変更等、農地の制限についての許可を審議する会議なので、個人情報に当たる課税情報までは、特別な理由がない限り求めません。御理解をお願いします。他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 挙手多数。

議長 賛成多数で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号7、譲渡人、W、住所、呉市和庄、職業、無職。
譲受人、株式会社X 代表取締役Y、住所、江田島町●●、職業、会社役員。
所在地、江田島町●●__丁目の1筆、面積は497㎡。
申請理由は、有償譲渡で、譲渡人は「譲受人からの希望により、有償で譲渡する。」
譲受人は「既存の資材置き場が手狭になり、隣接の所有者から当該地を有償で譲り受け、資材置き場として利用するため雑種地へ転用する。」以上、御審議をお願いします。

議長 本案件は、私が現地確認を行いました。申請者の資材置き場の隣地にある農地で、他の農地や民家等には迷惑は皆無で問題ありません。他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号8、譲渡人、Z、住所、広島市佐伯区●●、職業、農業。
譲受人、a、住所、山形郡●●、職業、自営業。
所在地、能美町●●字○○の4筆、合計面積は895㎡。
申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により有償で譲渡する。」
譲受人は「近隣で共同住宅の需要があると聞き、アパート経営を行うため有償で譲り受け、宅地へ転用する。」以上、御審議をお願いします。

議 長	久保田委員、お願いします。
久保田委員	●●にアパートが建ち、本当に需要があるのかというのが心配で仕方ありません。後は問題ありません。
議 長	他に質問等ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
兼平書記	番号 9、譲渡人、b、住所、沖美町●●、職業、無職。 譲受人、c、住所、大柿町●●、職業、自営業。 所在地、大柿町●●字○○○の 2 筆、合計面積、811 ㎡。 申請理由は無償譲渡で、譲渡人は「農地の管理ができないので活用方法を探してところ、自宅を建築する姪からの希望を受け入れて、無償で譲渡する。」 譲受人は「自宅を建築するため、伯父が所有する当該農地を無償で譲り受け、宅地へ転用する。残地については、進入路、駐車場、庭、倉庫を建設する。」以上、御審議をお願いします。
議 長	村上委員、お願いします。
村上委員	転用する農地の面積が広く感じましたが、自営業をやられて進入路、倉庫、駐車場用地として利用すると小松推進委員さんに聞きました、問題ありませんので、よろしくをお願いします。
議 長	他に質問等ございますか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。以上で農地法第 5 条の審議を終わりにして、議案第 19 号、非農地証明の申請について、事務局は説明をお願いします。
兼平書記	議案第 19 号、非農地証明の申請について。農地法第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 4 年 7 月 28 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号 1、申請人住所、尾道市●●、氏名、d。 所在地、大柿町●●字○○の 1 筆、地目、台帳、田、現況、山林、面積は 214 ㎡。 申請理由は「母親が相続する前から耕作されず荒廃し、現在は立入りも困難

である。」以上、御審議をお願いします。

議長 中福委員、お願いします。

中福委員 以前も近くまで行こうとした司法書士の方が、崖地から落ちてケガをされたことがありました。途中からは進入することもできない場所なので、衛星写真を利用しながら申請地の一帯を非農地として判断しました。

議長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号2、申請人住所、江田島町●●、氏名、e。
所在地、江田島町●●__丁目の2筆、地目、台帳、畑、現況、原野、合計面積は440㎡。
所在地、江田島町字○○○の2筆、地目、台帳、畑、現況、原野、合計面積は3,070㎡。
申請利用は「40年位前まで父が耕作していたと記憶しているが、隣接地にゴルフ練習場を開設した、昭和58年頃以降は、耕作していないため山林化していった。」以上、御審議をお願いします。

議長 山田委員、お願いします。

山田委員 事務局が言われたとおりですが、ゴルフ練習場脇の法面で柑橘類を栽培していたと思います。段々と耕作放棄地化していき、今では雑木が生えて大きくなり山林の様な現況です。以上のことで、問題は無いと思いますので非農地証明の方をよろしくお願いします。

議長 他に質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号3、申請人住所、江田島町●●、氏名、f 外1名。
所在地、江田島町●●__丁目の1筆、地目、台帳、畑、現況、原野、面積は1,613㎡。
申請理由は「40年位前まで父が耕作していたと記憶しているが、隣接地に

ゴルフ練習場を開設した、昭和 58 年頃以降は、耕作していないため山林化していった。」以上、御審議をお願いします。

議 長 山田委員、お願いします。

山田委員 先ほどの 2 番と一緒に、説明したとおり問題ありません。非農地証明をよろしくお願いします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 番号 4、申請人住所、大柿町●●、氏名、g。
所在地、大柿町●●字○○の 2 筆、地目、台帳、田、畑、現況、山林、合計面積、1,855 m²。
申請理由は「竹炭工房用地として貸与した時期よりも、10 年位前の平成元年頃から耕作していないため、分筆登記を行い山林へ地目変更する。」以上、御審議をお願いします。

議 長 村上委員、お願いします。

村上委員 事務局が説明したとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

議 長 他に質問等ございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。以上で非農地証明の審議を終わりにして、事務局長が冒頭で申したとおり議案第 20 号、農用地利用集積の決定について、事務局は説明をお願いします。

兼平書記 議案第 20 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和 4 年 7 月 28 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
番号 1、所在地、江田島町●●__丁目__番__、面積、423 m²。
所有者、江田島町●●、h、権利の種類、所有権、設定を受ける者、広島市中区●●●●、i、利用権の種類、賃貸借兼、内容、野菜、始期、公告日の翌

日、終期、始期から5年間。

番号2、所在地、能美町●●字○○__番__、面積、280 m²。

所有者、広島市安佐南区●●●、j、権利の種類、所有権、設定を受ける者、能美町中町、小山内 紘介、利用権の種類、賃貸借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、始期から10年間。

番号3、所在地、能美町●●字○○__番__、面積、574 m²。

所有者、広島市安佐南区●●、1、権利の種類、所有権、設定を受ける者、能美町●●、k、利用権の種類、賃貸借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、始期から10年間。

番号4、所在地、能美町●●字○○__番__、面積、287 m²。

所有者、埼玉県久喜市、m、権利の種類、所有権、設定を受ける者、能美町●●、k、利用権の種類、賃貸借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、始期から10年間。

番号5、所在地、江田島町●●__丁目__番__、面積、1,400

所有者、江田島町●●、n 外 権利の種類、所有権、設定を受ける者、能美町●●、o、利用権の種類、使用貸借権、内容、果樹、始期、公告日の翌日、終期、始期から3年間。以上、新規3件、継続2件の5件です。御審議をお願いします。

議長 皆様方、何か御意見等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。本計画の決定について、賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でございます。この計画については、決定とさせていただきます。以上で農用地利用集積を決定を終わりました。議案第21号、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、説明をお願いします。

兼平書記 議案第21号、令和4年度最適化活動の目標設定等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項の規定により、令和4年最適活動の目標設定について、農業委員会の議決を求める。令和4年7月28日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

なお、本件につきましては、この後の合同会議において皆様に説明の上、御協議いただきたいと思います。以上です。

議長 事務局からの説明のとおり、以上をもちまして農業委員会総会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。この後、午後3時より合同会議を行いますので、一旦、休憩とします。